

議案第 24 号

平成 25 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 25 年 2 月 22 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成25年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	61,400戸
(2) 年間総排水量	20,000,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	54,795m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 污水管渠整備事業	403,784千円
② 雨水管渠整備事業	75,915千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,747,430千円
第1項 営業収益		1,960,883千円
第2項 営業外収益		628,054千円
第3項 特別利益		158,493千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2,678,554千円
第1項 営業費用		2,163,050千円
第2項 営業外費用		512,858千円
第3項 特別損失		1,646千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,143,263千円は、当年度分消費税資本的収支調整額22,733千円、過年度分損益勘定留保資金710,541千円、当年度分損益勘定留保資金399,989千円及び減債積立金10,000千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		807,159千円
第1項 企業債		627,600千円
第2項 他会計負担金		108,500千円
第3項 国庫補助金		62,000千円
第4項 工事負担金及び分担金		149千円
第5項 寄附金		8,910千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 950, 422千円
第1項 建設改良費	923, 837千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	1, 026, 585千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 481, 000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	146, 600	同上	同上	同上
計	627, 600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費274, 672千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、283, 651千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10, 760千円と定める。